令和3年度 第4回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和3年度4回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和3年7月30日(金) 13時30分開会

13時56分閉会

開催場所 議会棟 大会議室

1 出欠状況 (出席委員 16名 欠席委員 4名)

1番 平沖道徳 出席

2番 宮澤徳夫 出席議事録署名委員

3番 三溝健雄 欠席

4番 登 坂 英 樹 出 席 議事録署名委員

5番 平岡 博 欠席

6番 今 鉄雅 出席

7番 片 桐 好 英 欠 席 8番 樋 口 司 出 席

9番 川端智之 出席

10番 田村正司 出席

1 1 番 遠 藤 義 博 出 席

1 2 番 鈴 木 弘 樹 欠 席

1 3 番 清 水 利 一 出 席

1 4 番 平 岡 日出男 出 席

15番 黒澤讓治 出席

16番 藤田勝久 出席

17番 中村由美子 出席

18番 山 形 繁 雄 出 席

19番 高 橋 正 出 席

20番 長島信行 出席

2 事務局職員出席状況

事務局長 森 周 管理課長 康仁 田中 企画振興係長 幸 小 野 美 上 \blacksquare 創 農地係長 松 Ш 裕 農地係主事

3 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 諸般の報告

日程第5 報告の部

報告第1号 専決処分の報告について

(農地法第18条第6項合意解約の通知)

報告第2号 専決処分の報告について(現況証明願)

日程第6 協議の部

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 買受適格証明願について

議案第3号 現況証明願について

日程第7 その他

議事次第

<日程第1 開会宣言>

事 務 局 長 それでは、定刻となりましたので、令和3年度第4回農業委員会総 会を開会いたします。

本日は、3番、三溝委員、5番、平岡博委員、7番、片桐委員、12番、鈴木委員は所要のため、欠席する旨、届出がございました。

よって、委員 20 名中 16 名が出席しておりますので、会議は成立しております。

また、議事進行は迅速かつ円滑に行うため、議案説明におきましては、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますので、ご了承をお願います。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

<日程第2 会長挨拶>

会 長 皆さんこんにちは。毎日、暑い中、本当にご苦労様です。 本日もどうぞよろしくお願いいたします。 それでは会議を始めます。

<日程第3 議事録署名委員の指定>

議 長 日程第3、議事録署名委員を指名いたします。 議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、2 番、宮澤委員、4番、登坂委員を指名いたします。

<日程第4 諸般の報告>

議 長 日程 4、諸般の報告を行います。 事務局より説明願います。

事 務 局 前回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料の通りであります。事務局からは、以上であります。

<日程第5 報告の部>

【報告第1号 専決処分に報告について(農地法第18条第6項合意解約の通知)】

議 長 次に日程第5、報告の部に入ります。(13:31) 初めに報告第1号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について、ご説明申し上げます。

議案書 1 ページをお開きください

農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページのとおりです。

整理番号 7 につきましては、後ほど議案第 2 号にて買受適格証明願 についてお諮りする予定であります。

以上、報告第1号について、ご説明申し上げました。 事務局からは以上であります。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

【報告第2号 専決処分に報告について(農地法第18第6項合意解約の通知)】

議 長 次に、報告第2号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事 務 局 報告第2号についてご説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理 要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。 当日配布資料の1^ペ-ジから2^ペ-ジに、報告第2号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。

整理番号6、土地の所在等は議案書2パージのとおりです。

当該地の土地の区分は、市街化調整区域でありますが、旭ヶ丘地区 は都市計画法第34条第11号に基づく北海道条例により、市街化区域 と同等の開発行為・建築行為が可能となっております。

そのため、市街化区域に準じた取り扱いをすることとし、本年6月 18日に事務局職員が現地確認を行っております。

願出地は、日の出・梅ヶ丘に隣接する旭ヶ丘 に位置しており、周囲は住宅地となっております。昭和 44 年に、売買により所有者が取得した土地から分筆された土地でありますが、50 年近く農地利用されていないと伺っております。今回、所有者が土地を売却するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。

調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、周囲が住宅地のため農地として活用することが困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。 事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問をお受けいたします。

平 沖 委 員航空写真を見るとのはのの一部に見えますが。

事 務 局 元々は の でしたが、その中から、今回売却予定の ところだけ分筆して になりました。

平 沖 委 員 それでは は一部なのですね。

事 務 局 一部ではありません。分筆しておりますので。

平 沖 委 員 わかりました。

(質問無し)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

<日程第6 協議の部>

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議 長 次に日程第6、協議の部に入ります。(13:35) はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につい てを議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について、ご説明申し上げます。議案書3ページをお開き ください。

> 農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審 議意見を求めます。

今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が2件です。

当日配布資料の3 ペ-ジから12 ペ-ジに、議案第1号資料として、地番図および営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

初めに、整理番号6は、 さんが、 の所有する駒里の土地の一部を購入し、新たに農業を開始する新規就農案件になります。

次に、整理番号7は、 さんが、後継者である さん に経営移譲するため、所有権を移転する案件です。

土地の所在等につきましては、議案書3ページのとおりです。

整理番号6及び7は、調査書により確認した結果、農地法第3条第 2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号 6 及び整理番号 7 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、整理番号6については農地小委員会で協議しておりますので、宮澤委員長より協議結果等について、報告願います。

宮 澤 委 員 長 7月21日に、令和3年度第1回農地小委員会を開催し、議案第1号 、整理番号6に係る新規就農者の権利取得について審議を行ったので 報告します。

当案件については、新規就農者である さんから、営農を始めるきっかけや営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いまし

た。

その結果、営農計画が妥当であり、本人の営農への意欲も十分に感じられることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

藤 田 委 員 整理番号 7 の方ですが、親子間の経営移譲で所有権を移転するとい うことですが、これはどうしてこのようになったのですか。

> 通常であれば、使用貸借等で経営移譲をするのですが、所有権移転 ということは売買と同じということですか。

説明をお願いします。

事務局 さんは農業次世代人材投資事業による準備型、経営開始型の交付を受けています。この事業の要件のひとつとして、経営開始後5年以内に、農地名義を自身の名義にするという項目があるため、今回の申請がありました。色々なやり方があるため、税理士さん等に相談した結果、このような手法での申請が上がってきました。

また、現在でも親子間の使用貸借は続いております。

藤 田 委 員 この場合、税金の部分については、考えなくてよいのですか。

事務局 税理士等、2人ぐらいに相談したと伺っております。

事務局でも税理士さん等、詳しい方に良く相談して決めてください とお話ししておりますので、どうなっているのかはわかりませんが、 大丈夫だと考えます。

売買がよいのか相続がいいのか、詳しい方に相談してくださいと説明した結果、このような申請になりました。

藤 田 委 員 わかりました。

議 長 他にございませんか。

樋 口 委 員 整理番号 6 番ですが、新規の経営ということで、経営面積に記載が ないのですが、特別に収入があるようなことは営農計画書にも無いよ うですので、説明をお願いします。

事務局 議案に経営面積がないのは新規就農であるため記載が無いということですが、この方は 会社を経営されている方です。

樋 口 委 員 駒里だからですか。

事務局通称、第1特区と言われている所です。

川 端 委 員 確認ですが、第一特区の場合は、経営面積はどのぐらいが必要になってくるのですか。

事 務 局 10a です。

川 端 委 員 分かりました。

中 村 委 員 営農計画には農外収入が 円あると記載があります。

藤 田 委 員 関連して、第一特区の方は、家を建てるのが基本なのでしょうけど、 宅地にできるよう、分筆してあると思いますが、宅地と農地部分を合 わせてどのくらいの面積なのですか。

事 務 局 1,400 m²、14a ぐらいです。

藤 田 委 員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願 いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第2号 買受適格証明願について】

議 長 次に、議案第2号、買受適格証明願についてを議題といたします。 事務局より説明願います。 事務局 議案第2号について、ご説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

買受適格証明の願出があったことから、証明の可否について審議意見を求めます。なお、当該願出人が最高価買受申出人となり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があった場合、本証明願の内容と事情が異なると会長が認めたときを除き、許可することについても承認願います。

なお、当該申請を許可した場合については、報告事項として直近の 農業委員会総会で皆さまに報告します。

お手元に当日配布資料として、13 ページに地番図、14 ページに期間入札の公告を配布しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

整理番号 1、土地の所在及び願出人につきましては、議案書のとおりです。入札理由としては、経営規模拡大のためであります。

願出人である は、農業経験が30年以上ある さんが令和2年に設立した農地所有適格法人であります。

構成員は代表社員である さんと さんの妻と父、従業員 1 名の計 4 名となっており、年間従事日数は全員 270 日以上となっております。

経営内容ですが、経営地面積は ha あり、営農類型は畑作と野菜で、輪作により大豆、小麦、小豆、甜菜、子実コーンなどを栽培する計画となっております。

競売の内容についてですが、執行裁判所は札幌地方裁判所、競売事件番号は「令和元年(ケ)第158号」、入札期間は令和3年8月13日から令和3年8月23日までで、開札は令和3年8月26日に札幌地方裁判所別館4階、開札場で行われます。

競売物件は農地のみ5筆であり、売却決定期日は令和3年10月20日です。

続きまして、議案書 5 ページをお開きください。

整理番号 2、土地の所在及び願出人につきましては、議案書のとおりです。入札理由としては、経営規模拡大のためであります。

願出人である は、代表社員である さんが平成 22 年に設立し、現在まで 10 年以上の経営実績がある農地所有適格法人であります。

構成員は代表社員である さんと、 さんの両親、従業員 1 名の計 4 名となっており、 さんが 270 日、お父さんが 250 日、お母さんが 105 日、従業員が 270 日となっております。

経営内容ですが、経営地面積は ha あり、営農類型は畑作で、輪作により大豆、小麦、小豆、甜菜などを栽培する計画となっておりま

す。競売の内容については、整理番号1と同じです。

以上、整理番号1及び2の買受適格性について、調査書により確認 した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地法第3 条の許可要件をすべて満たしております。

以上、議案第2号について、ご説明申し上げましたが、よろしくご 審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

樋 口 委 員 確認ですが、報告第 1 号で解約のあった農地の一部ということですが、あとの残りの農地はどうなっているのですか。

事 務 局 はい。解約はすべての農地ですが、今回は一部の競売がありましたが、残りについては事務局の方から裁判所へ確認したのですが、今のところは未定との回答でした。

樋 口 委 員 では、手がつけられないのですね。

事務局はい。

藤 田 委 員 今回は水田だけでしたよね。畑が残った形になりますが、債権者は 同じなのですか。

事務局 同じです。

議 しんこざいませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願 いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第3号 現況証明願について】

議 長 次に、議案第3号、現況証明願についてを議題といたします。 事務局より説明願います。

事務局議案第3号についてご説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。

今月の現況証明願は1件であります。

当日配布資料の 15 ペ-ジから 16 ペ-ジに議案第 3 号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。

整理番号 7、現況証明願の所在地は、根志越 、面積は、522 ㎡であります。

公簿地目は畑で証明の内容としましては、農地・採草放牧地以外として願出があり、証明を受ける目的としましては、地目変更登記のためであります。

土地の所有者及び願出人は議案書のとおりです。

当該地は、北側に さん、南側に さん、東側に

さんの所有農地と面しており、それぞれの耕作者が、上記3名の 農地に行くための通路として利用しています。

このため、この通路の所有権を上記3名で持分1/3ずつ共有していますが、このたび、南側の農地を所有している さんがこの農地を別な農業者に売却することとなり、これに伴って、 さんが持っている当該地の持分1/3も、この農業者に所有権移転することとなりました。

このため、農地利用が困難な土地であることから、現況証明による 非農地化を行って一般売買をするにあたり、願出があったものです。

調査の結果、願出地は、農道として利用されており、今後も農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号 7 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご 審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行って おりますので、ご意見等をお願いします。 樋 口 委 員 7月14日に、私のほか、平沖会長職務代理者、三溝委員及び事務局 により、整理番号7について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があった通り、証明を受けようとする土地は、農地に行くための通路として利用されており、農地利用はありませんでした。本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 ほかに、発言がなければこれで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願 いします。

(挙手多数)

議 長 これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言なし)

議長れては、その他として事務局からの報告をお願いします。

事務局より次の事項について、報告があった。

<閉会宣言>

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。(13:56 閉会)